

# 総務委員会資料

平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数  
条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成31年2月8日  
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義) 第1条 (略) (職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>7,239</u>人以内 (2) 議会の事務部局の職員 34人以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>395</u>人以内 イ 学校の職員 <u>7,090</u>人以内 (6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内 (8) 消防職員 1,417人以内 (以下略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義) 第1条 (略) (職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>7,251</u>人以内 (2) 議会の事務部局の職員 34人以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>390</u>人以内 イ 学校の職員 <u>7,051</u>人以内 (6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内 (8) 消防職員 1,417人以内 (以下略)</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>1,389人</u>以内とする。</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>1,373人</u>以内とする。</p>